

繊維分野の技術的適用文書 改正内容

箇所	改正前	改正後	改正理由
2. 引用規格及び関連文書 2. 2 関連文書	JIS Q0043-1 試験所比較による技能試験 第1部：技能試験スキームの開発及び運営 JIS Q0043-1 試験所比較による技能試験 第2部：試験所認定機関による技能試験スキームの選定及び利用	<b>JIS Q17043-2011 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項</b>	JIS規格改正による。
4. 6 サービス及び供給品の購買 4. 6. 1	次にあげる標準品は、JISで規定された品質のものを購入すること。 ①変退色用及び汚染用グレースケール ②ブルースケール ③添付白布 ④標準アルミニウム	次にあげる標準品は、JISで規定された品質のものを購入すること。 ①変退色用及び汚染用グレースケール ②ブルースケール ③添付白布 ④標準アルミニウム ⑤ <b>標準染色布</b>	標準染色布については、JISで規定されており追加した。
5. 5 設備 5. 5. 6	試験用標準品（添付白布、ブルースケール等）が水分平衡等を考慮して適切に保管され、黄変などの変色、劣化がないようにすること。また、ガラス器具などが、異なる試薬又は溶剤の残留、あるいは混入のないように、洗浄、保管及び隔離を適切に行うこと。	試験用標準品（添付白布、ブルースケール等）が水分平衡等を考慮して適切に保管され、黄変などの変色、劣化がないようにすること。 <b>特に、標準染色布は、酸性及びアルカリ性のガスや湿気を避け、乾燥した冷暗所に保管すること。</b> また、ガラス器具などが、異なる試薬又は溶剤の残留、あるいは混入のないように、洗浄、保管及び隔離を適切に行うこと。	標準染色布の保管状況を追加。

<p>5. 6 測定トレーサ ビリティ</p>		<p>5. 6. 2. 2 「IAJapan測定トレーサビリティに関する方針」に定める方針に従うこと。当該分野に関する方針は、付属書1 JNLA繊維分野のトレーサビリティの適用方針（参考）を参照すること。</p>	<p>繊維分野に対するトレーサビリティ方針を追加した。</p>
-----------------------------	--	--	---------------------------------

<p>5.6 測定のトレーサ ビリティ 5.6.3.1</p>	<p>次にあげる標準品は、当面は国家標準 へのトレーサビリティが確保できないた め、JISで規定されたものを確認して、 使用すること。(4.6と関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①変退色用及び汚染用グレースケール</li> <li>②ブルースケール</li> <li>③添付白布</li> <li>④標準アルミニウム</li> </ul>	<p>次にあげる標準品は、当面は国家標準 へのトレーサビリティが確保できないた め、JISで規定されたものを確認して、 使用すること。(4.6と関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①変退色用及び汚染用グレースケール</li> <li>②ブルースケール</li> <li>③添付白布</li> <li>④標準アルミニウム</li> <li>⑤<b>標準染色布</b></li> </ul>	<p>標準染色布の追加。</p>
---	---	--	------------------

<p>5. 10 結果の報告 5. 10. 2 i)</p>	<p>・試験結果には、観測・測定の結果と該当する規格・仕様との対比が含まれる。従って、取扱性能試験区分による試験を行った場合、試験結果には次の情報を含むこと。</p> <p>a) J I S L O 2 1 7 付表 1 ~ 4 の試験方法を示す番号</p> <p>b) 変退色の等級 ( J I S L O 8 0 1 による。)</p> <p>c) 汚染の等級 ( J I S L O 8 0 1 による。)</p> <p>d) 寸法変化率 ( J I S L 1 9 0 9 による。ただし該当する場合に限る。)</p> <p>e) シームパッカリングの等級 ( J I S L 1 9 0 5 による。ただし該当する場合に限る。)</p>	<p>・試験結果には、観測・測定の結果と該当する規格・仕様との対比が含まれる。従って、取扱性能試験区分による試験を行った場合、試験結果には次の情報を含むこと。</p> <p>a) J I S L O 2 1 7 付表 1 ~ 4 の試験方法を示す番号</p> <p>b) 変退色の等級 ( J I S L O 8 0 1 による。)</p> <p>c) 汚染の等級 ( J I S L O 8 0 1 による。)</p> <p>d) 寸法変化率 ( J I S L 1 9 0 9 による。ただし該当する場合に限る。)</p> <p>e) シームパッカリングの等級 ( J I S L 1 9 0 5 による。ただし該当する場合に限る。)</p> <p>・ J I S に規定されている記録の内容を試験結果として記載すること。 J I S で規定されている記録は、試験方法本文、記録の項、試験報告書の項等で規定されている。</p>	<p>試験証明書において J I S 試験方法に規定している記録をすべて記載することを、明確にした。</p>
------------------------------------	---	---	--

別紙 当該文書の適用 対象 J N L A 試験方法 区分一覧		オゾンに対する染色堅ろう度試験方法、繊維製品の防汚性試験方法、繊維製品の防ダニ性能試験方法の追加	J N L A 試験方法区分一覧の区分追加により、適用対象を追加
付属書		付属書 1 J N L A 繊維分野のトレーサビリティの適用方針（参考）の追加	繊維分野のトレーサビリティ方針の考え方統一のため